時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報配達ニ郵便ニテ送送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行ニ付	一日限	二月以上六月迄	七日以上
十二錢	十一錢	十錢五厘	

「行五號活字仕四字詰」

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新開紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

横濱に生絲相場所を設立す可し

本年は氣候不順の爲め蠶卵半ば孵化せんとして忽ち又寒冷に逢ひ優な發氣に驅されて漸く萌芽を發したる桑は無慈悲な霜に襲はれて蠶兒桑葉共に見る影もなき有樣と爲りしかば養蠶地方中に就き彼の福嶋縣下の如き米價高騰の其際に蠶の不作もあらんには相率ゐて饑餓に陷るの外なし只々の上は人力を盡して天時の缺を補はざる可らずとて注意萬端怠りざりしに無心の蠶も其好意に感じて昨今成繭の時節に至り收穫は昨年に比して優るあるも劣るとなかる可しと云ふ即ち人力を以て天時に勝つ養蠶業の進歩として見る可きものならん扨て又本年の製絲法に就ては生絲商人に諸説ある其中、從來米國向きの生絲は歐洲向きに比較して糙粗同日の論に非ずデニール重きは十七八、甚だしきは二十以上（歐洲向き生絲のデニールは十一より十二三までなり）に達する者もあれども近來米國の機業は次第に進歩し糙絲法も亦隨て上達するに因りデニール規定に一層の嚴重を加へ本年度は十三より十五即ち十四中心のデニールに非ざれば購買せざる可し云々と米國生絲需要者より通知ありたれば我製絲家は此意を體して米國需要者の所好に投ぜざる可らずとの説あり現に横濱甲九十番シーベルブレンワルド商會にては右同斷の忠告書を此程全國各製絲家に送りたりと云ふ左れば本年の製絲業は右等の意味を含みて一層の進歩を見るみとなる可く養蠶製絲年々その觀を改めて農業工業共に發達の兆あれども此農工業者に因りて立涙に出來上りたる其生絲を我開港場と海外各地に販賣輸出する方法は十年一日の如く寥來依然たるを免れず今我生絲輸出願を假りに三千萬圓と見て之を販賣する手續に何か便利を加へたるが爲め五分の得益を見るともあらば無中に百五十萬圓の有を生じて夫れ丈けの國富を增す可きが故に養蠶製絲の改良法を講ずると同時に生絲販賣の便法を講ずるは最も肝要の事なれども各地方の生絲荷主は其絲荷を横濱に送りて之を其賣込問屋に托し賣込問屋は委托を受けて之を居留地外國商に賣込む其間ペタと云ひ直押と云ひ彼れの自儘ある取引法に支配されて其賣買を終るを常とし日本人同士の取引は於ても又外商との手合に於ても皆て新機軸を出したるとなく又之を出さんとする意なきが如きは我輩の取らざる所なり抑も歐洲直輸國にては木綿、羊毛、生絲等金高の商品を取引するに競賣法を用ふるもの多く今英國などに行はるゝ羊毛競賣の仕組を見るに開市は隔月一回を度とし毎回凡そ一週間競賣を爲すの習慣にして羊毛仲買人組合は銘々所持の羊毛額並に其格付番號を印刷して之を買入人に配り買入人は各地より開市の場所に集りて夫れ〳〵競賣を爲すとにして市場には實物を持出さず唯商品の配號を見て觀々と賣買するの法あれば開市中取引の廣大なると實に驚く可きものあり特に此開市中は米國より買入注文を英國羊毛仲買人に申込ひもの多く今其買入注文の手續を見るに米國ボストン府の商人が英國リヴァプール府の羊毛仲買人に向て其買方を依頼するものと假定して米國商人はボストン府の取引銀行より向ふ三箇月乃至六箇月間にリヴァプール府の同銀行支店若くはコルレスポンデンスを組みたる銀行より羊毛荷物送狀と照合の上、隨時若干萬磅までの金額を引出すとを保證す云々の信用狀を得て之をリヴァプール府の仲買人に送り置けば仲買人は右商人より羊毛買入の注文ある毎に其信用狀の裏面に買入金額を記入して送狀持參の上、夫れ丈けの金額をリヴァプールの約定銀行より受取り隨て羊毛を買入れて隨て其金額を受取り三箇月乃至六箇月の期限内に其金額を受取り盡せば米國商人は更に其銀行信用狀を附て之をリヴァプール仲買人に送るの順序にして仲買人は競賣に際し米國商人の注文を受けて安んじて大取引を行ふとを得べく一場の競賣に世界羊毛の相場を立つる程の次第にして今此競賣法を我國に導き我生絲賣込問屋が横濱若くは神戸等に生絲競賣場を開き彼の居留地外國商を始め處々より生絲の注文を受けて仲買の業を營むものが之を競賣するの習慣を爲さば多くの生絲需要者が一時に一場に會合して互に其買入を爭ふが爲め一人一人相對して取引を行ふの場合に比すれば買手たる外國商人も我儘勝手を慟くまと能はざるに至らん或は我生絲の不揃にして配號賣買を行ふに適せずと云ふか先づ小仕掛に競賣法を開きて一方には自然の必要に因りて我生絲を齊一ならしめ一方には競賣の習慣を作りて次第に其取引を太ならしむると肝要なる可し聞く横濱貿易商諸氏は同地に共同倉庫を設けて之を生絲荷預所と爲し此荷預所の證狀を得れば其預けたる絲荷に對して各銀行より金を引出すの便宜を得、荷預證を抵當として金融を增にせんと目下頻りに計畫する所ありと云ふ横濱の如き土地柄には最も必要なる仕組なりと雖ども此仕組を設くると同時に先づ彼の生絲競賣法を設くるか或は更に一歩を進めて生絲相場所を設立するに非ざれば共同倉庫の効驗も亦大なるを得ざる可し蓋し生絲相場所は之を競賣法に比して規模効力固より同年の談に非ざるが故に我輩は我生絲商人が今日の實際に於て果して孰れを採用せんとするか次號に移りて所謂生絲相場所の事を研究し其衆評を叩かんと欲するなり　（未完）

官報

〇昨五日官報欄内明治二十三年度特別會計歳入歳出豫算中整理公債金歳出の内第二款第一項整理公債諸書製造及發行費の下に「繰入」の二字を脱す又中央備荒儲蓄金歳入の内「第二項雜收入金五萬圓」の十字は衍なりと昨日の官報に正誤せり

明治二十三年度歳入歳出總豫算追加説明

一本年法律第十四號チ以テ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ニ據リテ募集スヘキ債還スル公債金ノ會計ハ特別トシテ一般ノ歳入歳出ト區分シ同條例第三十一條ニ據リ支出スル所ノ製造費及發行費及利子ハ其金額ヲ之ヲ一般ノ歳入ニ組入レ而シテ一般ノ歳出トシテ拂出スヘキモノトナレリ夫レ整理公債ヲ募集シ又ハ公債ノ償還ヲ爲スノ事タル一ハ市場金融ノ緩急ニ應シ要ヲ容レサルノ間ニ於テ之ヲ處スヘキモノ

グルチ以テ纔キ二十三年度歳入歳出ノ總豫算調製ノ際ニ於テハ暫ク之ヲ編入セサリシト雖モ今ヤ時既スルノ見込アリ故ニ本年法律第十四號ニ據リ其一般ノ歳入ニ組入レ而シテ一般ノ歳出トシテ拂出スヘキ金額ノ豫算ヲ調製シテ玆ニ之カ追加ヲ要スルモノナリ

一本年法律第二十四號ヲ以テ紙幣交換基金特別會計法ノ制定アリシニヨリ本年三月三日附ヲ以テ發布セラレタル明治二十三年度歳入歳出總豫算中歳出經常部大藏省所管第二款第四項ニ編入シタル補助紙幣銷却金百萬圓ハ補助銀貨鑄造ノ爲メ一旦之ヲ造幣局ヘ回付シ而シテ其鑄造ニ關スル損益ハ總テ之ヲ造幣局特別會計ノ經理ニ屬セシムルヲ以テ玆ニ該補助銀貨鑄造ヨリ生スル造幣局益金ノ豫算ヲ調製シ之カ追加ヲ要スルモノナリ

以上詳細ノ事由ハ別ニ添附スル所ノ歳入明細書及豫定經費要求書中ニ悉セリ宜シク參觀アランコトヲ乞フ

明治廿三年五月廿日　大藏大臣伯爵松方正義

内閣總理太臣伯爵山縣有朋殿

〇陸軍省令第十八號

今般勅令第八十六號ヲ以テ陸軍下士交官採用規則中改正相成候處右實施ノ日ヨリ前一箇年以内ニ滿期若クハ免官ノ者ニシテ當第一條ノ資格ヲ有シ未タ出願セサル者ハ勅令實施後三箇月間ニ文官奉職ヲ請願スルコトヲ得

明治廿三年六月五日　陸軍大臣伯爵大山巌

陸軍省令第十八號發照

勅令第八十三號陸軍下士交官採用規則（明治二十年十二月二十九日官報）抄録

舊第一條　陸軍下士ハ左ニ掲クルモノハ文官奉職ヲ請願スルコトヲ得

一　觀役若クハ公務上ノ傷痍疾病ニ因リ免官シ尚文官ノ勤務ニ堪ル者

二　再服後以上滿期ノ下士ニシテ精勤證書ヲ所持スル者

〇海軍省告示第十七號

佐世保水雷隊ニ要スル水雷夫ハ本年八月ニ於テ募集スル

明治廿三年六月五日　海軍大臣子爵樺山資紀

〇明治二十三年六月四日

任内務大臣祕書官（敍奏任官五等）　試補　犬塚勝太郎

元老院議官　三浦安

帝室制度取調委員被仰付（六月四日宮内省）

（各通）

大藏省預金局長　小林好愛

大藏省預金局次長　關口忠篤

本年五月九日下谷區治安裁判所取扱ニ係ル保管金八圓五十錢拂戻ノ際誤テ金八錢過渡ト相成タル段職務上不注意ニ付譴責ス（六月四日大藏省）

雜報

〇日本銀行に貸出を要求せざる理由　日本銀行が救濟策を實行以後金融市場の光景を見るに案外に借手の門を敲くものあるは目下の實狀なるが今府下二三の銀行者に付き事の次第を尋るに諸説紛々として一々數へ立てんこと容易ならざれども先づ其大要を云へば第一日本銀行の貸出法に未だ實業者の意を滿足せしむるに足らざるものありそは同行が貸付を短期にしたる苦情にして是迄は縱令へ期限に至るも證書さへ書換へたらんには幾年にても差支へなかりしに今は期限至れば一度は顔見せを爲さゞるべからず習慣の劇變氣行の堪へざる所なりと云ふを始めとし其他預金にて引去勘定を爲すと、貸越要求に際して一々書面を差出し其許可を得るみと等は又銀行者の苦情を唱ふる處にして現に日本銀行に改正の掛合中なるあど手續きに是等の不平ある爲め借らんと欲して借べからざる事情ありとの説も世間に多し左れど貸付法の緩慢を嘆々するは抑も末のみとて一向顧客せぬものゝ言に隨へば如何に嚴なりとて眞に究迫したるものならんには借らざるものなかるべく緩なればとて要なければ借手のあるべき筈なし

今月今日の有樣にて世上一般は既に〳〵の必迫の如きも又一の如きは畢竟世人が面かも銀行員の如きの下落に遭遇して吐露らざる苦痛を感じに手許不納合なき銀果ては當人が關係し先頃の究迫を極めたる類のものに向ては誰も損局の當時買込みも少おからざる入れんか金の使用所失の上の損失あり旁手を控へて一部の必出を要求せざる所以年に異なる處無く只要するみと多からんも覺えず現に東京商一二銀行者（商業上の書を聞くも昨年の商したると例年に大差ざりしと見ても其一理ざりしを見て其買入を爭ふ相違する處おくして しく增加したるもの銀行が新たに擔保品を出さ管なし尤も昨今は例株式の拂込を見合せたの觀あるも今後外國の迫りたらんには又々昨掛念するもの無きにあ發の必要を認めたる所あるや否やは目下の一者中には異説多きが如本銀行に融通上の請願發の欠を感せざりしを高を增加したるものは五百萬圓以上に達し全を顯したるあど旁々準備の餘裕ありたるど世上入し全く投機に使用したるの原因にして遂にざるより世間は漸く必治當局者の耳に入る頃は其機心惡しと又々制限に合はざる需用供給を

○時事新報定價廣告料前金表
○水戸線蒲田車場開業式
○明治廿三年度歳入歳出豫算追加説明
○官報
○雜報
○時事新報